

第 1 回 口 頭 弁 論 調 書 (和解) (少額訴訟手続)

事 件 の 表 示	平成 2 3 年 (少コ) 第 2 9 号
期 日	平成 2 3 年 2 月 1 日 午後 2 時 3 0 分
場所及び公開の有無	福岡簡易裁判所法廷で公開
裁 判 官	松 元 和 博
裁 判 所 書 記 官	松 岡 弘 晃
出頭した当事者等	原告代理人 [REDACTED] 被 告 [REDACTED]

指 定 期 日

弁 論 の 要 領 等

原 告

訴状陳述

被 告

- 1 答弁書陳述
- 2 請求原因事実は認める。

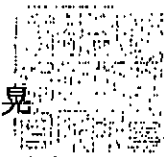
当事者間に別紙のとおり和解成立

裁判所書記官 松 岡 弘 晃

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 松 岡 弘 晃



(別紙)

第1 当事者の表示

福岡市城南

原告

同訴訟代理人

福岡市博多区

被告

第2 請求の表示

1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、金41万円及びこれに対する平成23年1月10日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

2 請求の原因

原告が、被告から平成10年7月9日福岡市博多区  
所在の の61.0号室を借り受けるに際し、被告に交付した敷金41万円の返還と遅延損害金の支払請求(平成22年11月30日貸借借契約終了・同日建物明渡)。

第3 和解条項

1 被告は、原告に対し、本件和解金として32万5000円の支払義務があることを認める。

2 被告は、原告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、原告代理人「」名義の銀行の普通預金口座(口座番号)に振り込んで支払う。

(1) 平成23年2月及び3月の各月末日限り10万円ずつ

(2) 平成23年4月30日限り12万5000円

3 被告が前項の支払を1度でも怠ったときは、被告は、原告に対し、1項の残額及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。

4 原告は、その余の請求を放棄する。

5 原告及び被告は、本件につき、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上